

佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第三十二条第一項の規定により、佐賀県史跡として次のとおり指定する。

平成二十四年四月二十七日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県史跡

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
史第五十二号	佐賀県史跡	仁田埴輪窯跡	一基	唐津市浜玉町湊上一四三〇番地のうち三二〇平方メートル	国土交通省